

第9期介護保険事業計画 の策定方針について

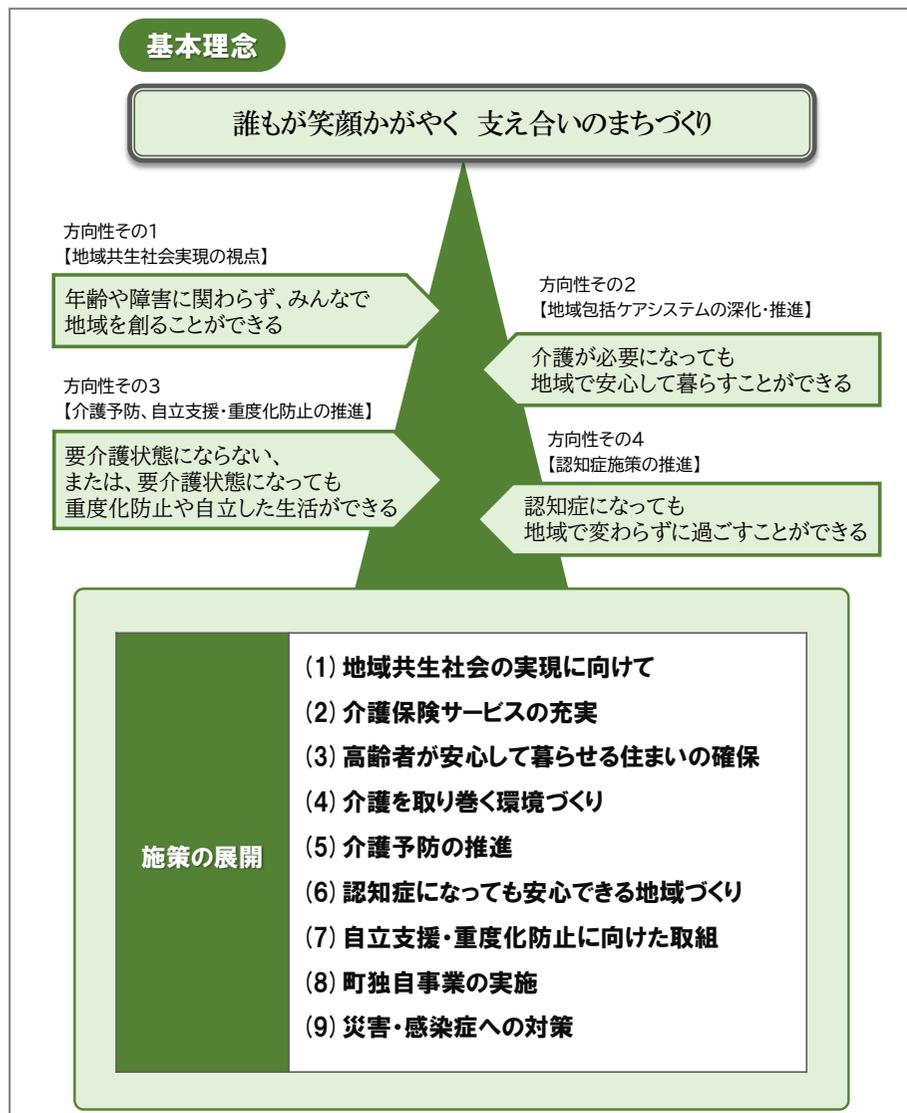
第9期計画の策定は、次の方針で進めたい。

<第9期計画策定の基本的な考え方>

新たな基本理念のもと、第8期計画の施策方針は踏襲しつつ、「国の基本指針」、「アンケート調査や現状分析によって把握した本町の現状や今後の予測」、「それらを踏まえて実施した関係者協議の結果」、「現行計画（令和3年度～令和5年度）の実績や課題」を精査し、第9期計画に反映させる。

1. 現行（第8期）計画及び第9期計画の方針について
2. 国の基本指針について
3. アンケート調査や現状分析によって把握した本町の現状や今後の予測
4. 計画策定に向けた関係者協議について
5. 現行計画（令和3年度～令和5年度）の実績や課題について

1. 現行（第8期）計画及び第9期計画の方針について



(出典) 第8期介護保険事業計画抜粋 (43頁)

第8期計画においては、基本理念の実現に向けて4つの方向性のもと、9つの施策を展開していくものとした。

第8期計画の方向性や施策体系に大きな誤りはないものの、一見してわかりにくい構成となっている。

第9期計画においては、新たな基本理念のもと、基本的には第8期計画の方針を踏襲しつつ、施策の内容、位置づけなどを整理し、わかりやすい施策体系としたい。

第9期計画の基本理念・施策体系（案）

| | |
|----------------|---|
| 新たな基本理念 (案) | いつまでも自分らしく暮らせるしあわせ |
| | ➔ その人が生きてきた歴史のなかで培われてきた自分らしい暮らしや、日常生活のなかで当たり前に行える生活が、高齢期になると病気や認知機能の低下、単身化など、さまざまな理由から続けにくくなる。たとえどんな状況になったとしても、「自分らしく暮らせるしあわせ」を支えることができるまちを目指す。 |

| 重点方針1 |
|------------------------|
| 自分らしい暮らし を支える体制を整える |



| 施策 | |
|----------------------|-------------|
| | 第8期 施策番号 |
| (1)持続可能な介護サービス基盤をつくる | (2) |
| (2)医療ニーズの高まりに対応する | (3) |
| (3)基盤を支える介護人材を確保する | |
| (4)介護現場を支援する | |

| 重点方針2 |
|-----------------------|
| 自分らしく暮らせる 豊かな地域を育む |



| 施策 | |
|------------------------------|-------------|
| | 第8期 施策番号 |
| (1)地域共生社会の実現に向けて取り組む | (1) |
| (2)健康寿命を伸ばす | (4) |
| (3)支え合いを日常生活に落としこむ | (5) |
| (4)認知症になっても当たり前の暮らしができるようにする | (6) |

| 重点方針3 |
|------------------------|
| 自分らしい暮らし を守る仕組みをつくる |



| 施策 | |
|----------------------------|-------------|
| | 第8期 施策番号 |
| (1)地域包括支援センターの機能を強化する | (7) |
| (2)縦割りではなく包括的に取り組む | (8) |
| NEW (3)町独自の制度で補う | (9) |
| (4)災害・感染症に備える | |

2. 国の基本指針について

介護保険事業計画は、国が示す基本指針を踏まえて策定する必要がある。

基本指針は、計画策定年度の7月頃に案が示され、翌年1月頃に決定する運びとなるため、各市町村は、7月に示される案をもとに計画策定を進めることになる。

第9期計画の基本指針（案）は、令和5年7月10日に開かれた「社会保障審議会 第107回介護保険部会」において示された。

<第9期計画の基本指針のポイント> ※詳細は、次ページ

- 都市部や地方では、高齢化の進み方が大きく違う。地域の実態に即して、中長期を見据えた持続可能なサービス基盤の計画的な整備を図る。
- 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
- 介護人材の確保・介護現場の生産性向上

第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

基本的考え方

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

見直しのポイント（案）

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
 - ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
 - ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要
- ② 在宅サービスの充実
 - ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
 - ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
 - ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 地域共生社会の実現
 - ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
 - ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
 - ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備
- ③ 保険者機能の強化
 - ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

第9期計画において記載を充実する事項（案）

■ 第9期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」等を踏まえて、主に以下の事項について記載を充実してはどうか。

1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組(標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化)
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

3. アンケート調査や現状分析によって把握した本町の現状や今後の予測

計画においては、目指すべき将来像（ビジョン）を掲げ、その実現のために施策を進めることになるが、施策の立案にあたっては、本町の現状や特色、将来の見込みを把握する必要がある。

第9期計画の策定にあたっては、4つのアンケート調査を実施した。また、各種人口動態等のデータを分析し、将来見込みについても、検証を行った。

(1) アンケート調査の概要とその結果

別紙②のとおり

(2) データ分析から見えてきた将来見込みについて

議題「第9期計画における地域密着型サービスの整備方針について」（資料2）において協議する。

4. 計画策定に向けた関係者協議について

介護保険事業計画においては、その施策内容が介護事業者などの関係者に大きく影響することから、第9期計画策定に当たっては、関係者協議を行い、その結果を計画に反映させたいと考えている。

特に今後、介護ニーズがピークアウトしていくことを見越して介護サービス基盤をどう整備していくか、またそのための介護人材をいかに確保していくかが大きな課題となるが、これについては介護事業者との対話が必要である。

また、その他の施策についても、計画策定をとおして、協力関係を築いていくことも重要であり、可能な限り対話の機会を設けたい。

- 介護事業者との対話
- 各施策関係者との対話

※ いずれも次回の作業部会までに開催する。

5. 現行計画（令和3年度～令和5年度）の実績や課題について

第9期計画においては、基本理念を見直すとしながらも、基本的な施策方針は踏襲したいと考えている。しかしながら、現行計画の実績や課題を評価し、第9期計画に反映させることは必要である。

現行計画の評価結果は、別紙①のとおり

※ 現行計画は、本年度までが計画期間のため、現時点での評価